

(仮称) 松林地区地域集会施設等複合施設整備事業近隣住民説明会 (第3回目)

日時：令和5年1月24日(火) 19時30分から

場所：松林公民館講義室

行政出席者：市民自治推進課長、市民自治推進課主幹、市民自治推進課課長補佐、市民自治推進課担当3名、資産経営課主幹、高齢福祉介護課担当、建築課長、建築課主幹

来場者数：7名

○司会

皆様、こんばんは。本日はお忙しい中、(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備事業に関する近隣住民説明会にお越しいただきまして誠にありがとうございます。

私は本日説明会の司会進行を務めさせていただきます茅ヶ崎市総務部市民自治推進課協働推進担当課長補佐です。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ち、いくつかご案内がございます。

現在茅ヶ崎市では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会議等の開催にあたっては、消毒液の設置等に取り組んでおります。本日会場にいらっしゃる皆様におかれましても、マスクの着用等にご協力いただきますようお願いいたします。

【資料確認】

お手元に緊急時連絡先票というA5の紙を配布させていただいております。こちらにつきましては万が一、本会議内で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、皆様のご連絡先を保健所等に提出をさせていただくことがございますので、あらかじめご承知おきください。

ご記入いただきましたら机の上に置いていただいて、お帰りの際には、そのままご退席いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

最後に、本説明会の概要の作成、公表のため、録音させていただいておりますので、ご了承ください。

本日いただいたご意見につきましては、他の日程での説明会でのご意見、計画に対するご意見を文書でいただくパブリックコメント手続きなどを踏まえて対応を検討して参ります。

最終的な市の対応方針につきましては、本説明会の概要とあわせて公表させていただくことを予定しております。本日の説明会は質疑応答を含めまして、概ね1時間程度を予定しておりますのでご協力くださいますようお願いいたします。

では最初に市民自治推進課長よりご挨拶させていただきます。

○市民自治推進長

皆様こんばんは。10年に1度と言われる寒波が襲来するという本当に寒い中ですが、お越しいただきましてありがとうございます。茅ヶ崎市総務部市民自治推進課で課長させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

松林地区の皆様には、平成20年、2008年より、地域集会施設の建設についてのご要望をいただいております。

この間、今もまだ予断を許さぬ状況ではございますけれども新型コロナウイルスの感染症の感染拡大という事象も起こりまして、かれこれ15年、この間、皆様にはコミセンの建設をお待たせしてしまっております。大変申し訳ございませんでした。

しかし、ここでやっと建設の準備を進めることとなりましたので、まずは整備予定地の近隣にお住まいの皆様には、制度の概要についてご説明させていただきたいということで、この説明会を開催させていただきます。

こちら松林公民館の会場を使いまして、1月21日の土曜日の昼、本日の午後2回目、そして今回で3回目ということで、近隣にお住いの皆様を対象とした説明会を開催させていただいております。1回目には35名の方にお集まりいただきまして、2回目も13名の方に、お集まりいただいております。ここでいただきました皆様からのご意見等を踏まえ、今後整備を進めて参りたいと考えておりますので、本日は短い時間ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

それでは、議事に入る前に出席者を紹介させていただきます。

### 【市職員紹介】

○市民自治推進課長

行政側の出席者は以上となりますけれども、本日は、市のパートナーとして松林地区のまちづくりに、日頃からご尽力いただいております、松林地区まちぢから協議会の皆さまも会場にお越しいただいておりますので、ご紹介させていただきます。

まず、副会長Aでございます。副会長Bでございます。委員Aでございます。委員Aには松林地区の民生委員の会長を務めていただいております。

また、地元の自治会長さんも来ていただいております。自治会長Aさん。よろしくお願いいたします。

○司会

それでは議事に入ります。

次第の(1)地域集会施設、地区ボランティアセンター及び地域包括支援センターについて、及び(2)(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備基本計画素案について、市民自治推進課よりご説明させていただきます。

続いて建築課より解体工事等についてご説明させていただき、一通りの説明が終わった後に質疑応答の時間とさせていただきますよろしくお願いいたします。

○市民自治推進課担当A

それでは市民自治推進課より、地域集会施設、地区ボランティアセンター、地域包括支援センターの各施設の役割等についてご説明いたします。

配付資料①のスライドの資料をご覧ください。こちら2ページの目次に沿って、各施設についてご説明いたします。

まず3ページをご覧ください。地域集会施設でございますが、地域集会施設は、コミュニティセンター、通称コミセンと略されております。以降、地域集会施設は、コミセンと略させていただきます。コミセンはサークルや団体等の地域住民の自主的活動の推進を図ることを目的としている施設でございます。

また、地域課題の解決に取り組むコミュニティである、まちぢから協議会等の協議の場、活動拠点でもございます。

4ページをご覧ください。こちらコミセンの歴史についてですが、1984年、昭和59年に、市内第1号のコミセンである浜須賀会館が、市内松が丘に建設されており、直近では2015年、平成27年に11館目のコミセンである松浪コミュニティセンターが、市内常盤町に開設されております。

5ページをご覧ください。こちら地図の通り、現在市内13地区のうち、11地区にコミセンが設置されております。また、公民館につきましては、星印が5つございますけれども、市内5ヶ所に設置をされております。

6ページをご覧ください。それではこの公民館とコミセンの違いについてご説明いたします。

こちら左上の設置目的でございます通り、公民館につきましては社会教育法上におきまして、教育、学術、文化に関する事業を行い、教養の向上、健康の増進、情操の純化を図るための社会教育施設でございます。利用される皆様にとってなかなか違いが難しいと思いますが、基本的には利用団体の皆様につきましては、活動の方法ですとか、利用方法について大きく変わりはございません。

簡単に説明をしたものが、7ページです。公民館は社会教育法に基づき設けられた地域住民のための社会教育施設、学びを中心とした活動の拠点でございます。一方コミセンは、地域住民の自主的活動の推進を図る施設です。こちらは学習目的だけではなく、地域活動のために集える、地域活動の拠点という部分におきまして、公民館とコミセンは異なっている状況でございます。

8ページをご覧ください。施設の管理運営におきまして、公民館は市職員が配置され、市が直営で管理を行っております。一方、既存のコミセンはいずれも、自治会ですとか地区社協、民児協、青少年育成推進協議会等の団体に構成されました管理運営委員会や、まちぢから協議会といった団体が指定管理制度によって管理運営を行っております。

地域の団体に管理することにより、その地域に合ったより自由度の高い管理運営を実施できるメリットがございます。また、利用の受付等の事務につきましては、管理運営委員会ですとか、まちぢから協議会の委員以外のスタッフを、地域住民の中からその施設の規模に応じて雇用をしている状況でございます。

9ページをご覧ください。コミセンの機能については、一番新しい松浪コミセンを参考にご説明をいたします。松浪コミセンは、1階に複合施設である子どもの家、ボランティアセンター、地域包括支援センターが併設されておきまして、その他にも、広いフリースペースやカフェがあります。2階にはホール、調理室、音楽室、会議室が3つ、和室が2つ設置されております。

10ページをご覧ください。こちら松浪コミセンですが、会議室では、サークル活動や団体等の会議、和室では親子でのヨガ教室なども実施されております。

11ページをご覧ください。こちら一番広いホールでは会議だけでなく、社交ダンスですとか、フラダンス、太極拳、卓球、スポーツ吹き矢など様々な活動が行われております。調理室では蕎麦打ち体験なども実施されております。多くの市民の方々が多世代で交流することにより、様々な繋がりが生まれております。

12ページをご覧ください。こちらは平日午後のカフェやフリースペースの様子です。カフェは高齢者の方が集まってお茶をしたり、フリースペースは小学生が遊んでいたりと、中高生が勉強していたりと、世代を問わず多くの方が利用しております。会議室やホール等の貸し部屋は、団体登録をして事前に予約をしないと利用できませんが、フリースペースやカフェ等は誰でも利用が可能となっております。公民館とは違って学ぶ目的ではなくても、誰でもふらっと集える場所となっております。

13ページをご覧ください。利用方法につきましては、先ほどご説明したフリースペースやカフェなどは予約なしで利用できますが、こういった会議室はホール等の貸し部屋につきましては、事前に団体の利用者登録を行い、登録後に直接窓口での申し込みですとか、公共施設予約サービスを利用して申請を行います。施設の使用料は無料となっております。以上がコミセンの説明となります。

14ページをご覧ください。地区ボランティアセンターとは、地区社会福祉協議会が運営しており、日常生活の困りごとなどを気軽に相談できる、住民同士の身近な相談窓口となっております。本人または家族が、高齢・病気・出産・育児などの理由により日常生活に支障があり、支援を必要とする方のちょっとした困りごとに対する手助けなど、同じ地域にお住いのボランティアの皆さんがお応えしております。

15ページをご覧ください。ボランティアセンターに寄せられる依頼の一例として、施設や作業所の行事のお手伝い、保育などの見守りのお手伝い、一人暮らしのお年寄りの話し相手、こちらは囲碁や将棋等の相手なども含まれます。散歩の付き添い等の外出支援、草取りや低い木の剪定、掃除や洗濯、電球の交換などの簡単な修理、その他、ごみ出しや買い物などなど様々な支援を行ってお

ります。支援の内容や利用料金は地区によって異なりますので、まずはご相談をお願いいたします。

16 ページをご覧ください。続いて、地域包括支援センターについて説明いたします。地域包括支援センターとは、高齢者等の地域住民の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行うところでございます。また、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括ケアの推進に向けた中核的な機能を果たす機関でもあります。高齢者やその家族からの相談について、保健師や看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士の三職種がチームとなって連携し、保健・医療・介護・福祉など様々な面から皆さんの生活を支えております。

詳細はお配りしております高齢者のガイドの冊子をご覧ください。

17 ページをご覧ください。そのボランティアセンター及び地域包括支援センターは市内で 13 地区に設置されております。

各施設の概要の説明については以上でございます。

#### ○市民自治推進課主幹

今お手元にお配りをしております、こちらの仮称松林地区地域集会施設等複合施設整備基本計画素案についてご説明をさせていただきます。

地域集会施設は通称コミセンと言われておりますので、ここからはコミセンとして説明をさせていただきます。この計画は本市で 12 館目となりますコミセンを松林地区に整備するための諸条件や方向性をまとめた計画でございます。

1 ページをご覧ください。これまでの経緯といたしまして、中段に記載をしておりますように、松林地区で活動されている様々な団体の皆様が組織されております松林地区まちぢから協議会を通じまして、松林地区のコミセンの建設について、平成 20 年、2008 年より 15 年にわたり、ご要望をいただいている状況がございました。

この間に松林地区まちぢから協議会の皆様が、自発的にコミセン研究会を発足され、松林地区に望ましいコミセンについて検討を進めていただいております。

続いて 3 ページをご覧ください。こちらには、本市でこれまで整備いたしました 11 館のコミセンの開設の年であるとか、大きさがございます。また、コロナ禍で利用者の制限をしていた状況ではありましたが、令和 3 年度の利用者人数の情報等を一覧表でお示ししております。松林地区にこれから整備をして参りますのは、本市で 12 館目となるコミセンでございます。⑪の松浪コミセンの状況等を参考にしながら、今後整備を進めて参ります。

続いて 5 ページをご覧ください。こちらには、松林コミセンがどのような理念を持って整備を進めていくのかをまとめてございます。松林コミセンは地域活動の拠点としての役割だけではなく、様々な年代の皆様が気軽に訪れていただき、来訪者同士が交流をして、それをきっかけにお互いを支え合う心であるとか、地域への愛着を育む施設を目指して整備を進めて参ります。

基本方針として、①の市民の交流、②の文化、学び、③の健康、スポーツ、④の福祉、この 4 つを柱としております。

8 ページをご覧ください。こちらに記載をいたしましたように、地域福祉の拠点として、現在赤羽根にございます地区ボランティアセンター、ふれあい支え合い松林サポートセンターと、高田にございます地域包括支援センターくるみをコミセンに移転しまして、複合施設として整備を進めて参ります。

続いて 11 ページをご覧ください。整備予定地といたしましては、市営高田住宅の二階建て棟の跡地、南東側の敷地、1,500 m<sup>2</sup>に二階建て、床面積 1,500 m<sup>2</sup>を上限といたしまして整備を進めて参ります。

完成後の管理運営につきましては、13 ページをご覧ください。こちらに記載の通り、松林地区まちぢから協議会に指定管理者として担っていただくことを想定しております。

最後に、今後の予定でございますが、近隣住民の皆様を対象とした説明会を、今回を含めて、3

回行いましたが、この後には、この基本計画素案について、全市民の皆様を対象とした意見交換会を開催いたします。

また、基本計画素案に対するたくさんのご意見をいただきたく、1月27日金曜日から3月7日火曜日まで、パブリックコメントを実施いたします。

こうしたところで皆様からいただいたご意見を踏まえまして、この基本計画を策定し、この計画を基に、令和5年度には設計を進めて参ります。なお、工事等の説明につきましては、この後、建築課よりさせていただきます。

以上簡単ではございますが、(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備基本計画素案についてご説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

#### ○建築課主幹

建築課より、市営高田住宅の解体工事及び周辺道路整備についてご説明させていただきます。基本計画素案の14ページをお開きください。施設整備のスケジュールは14ページの表の通りとなっております。

解体工事の実施時期は令和5年10月から3月末までの工期で実施する予定としております。概要といたしましては、市営高田住宅の5階建ての建物は残し、2階建ての建物14棟と、敷地内の公園を除却するものです。解体後の敷地は碎石を敷きならす予定です。詳細な施工方法や工程等につきましては、施工業者が令和5年9月に決定する見込みとなっておりますので、その後、近隣の皆様にお知らせさせていただきたいと考えております。

その他、今年度は解体工事に向けて、敷地の測量、地質調査、アスベスト調査、電柱等の移設や撤去を実施しております。

また、令和5年度、6年度には、敷地に接する道路の向かい側の住宅を対象に、解体工事の前後に家屋調査を実施させていただきます。周辺道路の整備につきましては、市営住宅の敷地に接する南側と東側の道路の市営住宅側に、2.5メートルの歩道を整備する予定で、道路関係部局と庁内調整を行っております。実実施予定としましては、令和5年度に警察協議と道路設計を行い、令和6年度に道路工事をする予定となっております。

あと1点、建築課から補足説明をさせていただきます。11ページをお開きください。(2)の整備用地の右側の拡大地図をご覧ください。先ほど私が説明をいたしましたように、敷地の東側と南側には2.5メートルの幅で歩道が拡幅予定となっております。

敷地の南西の角に隅切りの設置と書いてありますが、ここにつきましては現況道路がすでに段差ができておりますので、まず現況道路の段差を解消した後に、2.5メートルの歩道を設置いたします。ここの部分は2.5メートルより若干広くなると思いますが、詳細に関しましては、道路部局の方で設計を進めております。

また、この敷地の西側に、現況工作物まで後退という表記がありますが、この西側の道路に関しましては、建築基準法の42条2項道路で、道路のもと幅の中心から2メートル下がる道路となっております。現況では、市営住宅側に道路の中心から2.2メートルから2.3メートル、自主後退しております。現況では舗装されておまして、道路のように見えるのですが、実際には道路中心から2メートルよりも20センチから30センチ下がっている部分に関しましては、厳密に言いますと現在は市営住宅の敷地となっております。

この部分は現況道路となっておりますので、管理者の移管を考えております。そのため、こちらには新たに後退が発生するというのではなく、現況道路になっている部分を、市営住宅の敷地から道路に移管するという内容となっております。補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

#### ○司会

説明は以上となります。続きまして、質疑応答を行います。質問のある方は挙手をお願いいたし

ます。職員がマイクをお持ちいたしますので、お名前を申されてから発言いただくようお願いいたします。それではご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

○住民A

よろしく申し上げます。単純な質問なんですけども、実質的な運営時間っていうか、何時から何時が開館で、何曜日が休みでとか、そういうものは他のコミセンと同じなんじゃないかな。全くコミセンというものを利用したことがない人が、この説明を聞いた場合、そのところがちょっと、まだガイドも見てないのでわからないので教えてください。

○市民自治推進課長

現在、11館のコミセンにつきましては、月曜日が定休日です。午前9時から午後9時までが基本の開館時間になってます。冬とか夏とかで、多少開館時間が変わりますが、全館同じ運営時間で運営していただいております。

詳細は最初に使いました配布資料①の6ページをご覧ください。公民館との違いのコミセンの一番下のところに、開館時間を記載させていただいております。現行は、公民館とコミセンは、定休日も開館時間も同じ運営をしております。

○住民A

では続けて質問いいですか。主にコミセンはスポーツで利用できるみたいなことが、説明としてあったと思うんです。スポーツは先ほど卓球ですとか、あとダンスとか、そういうこと。他にどのようなスポーツができるような環境になる予定ですか。

○市民自治推進課長

施設の内容につきましては、これから地域の皆さんや、2月1日号の広報紙と一緒に施設について検討していただく、公募の市民を募集させていただく予定になっておりますが、そのような方々と、どういう施設がいいのかということ話し合いながら、令和5年度に設計をさせていただきます。どのようなスポーツができるのかというのはその施設の造りによっても変わってきます。

今、松林公民館でも卓球やダンス等でお使いになっていただいているサークルさんがおられると思いますが、基本的に会議室でそのようなスポーツは楽しんでいただけるものとは思っております。それ以上もっと広いスペースをご用意して何かができるようにするのかどうかは、今後、皆さんのご意見を踏まえながら検討させていただく予定です。

松林地区では、コミセン研究会という、松林地区まちぢから協議会の皆さんが独自に、どんなコミセンが松林地区にふさわしいのかという話し合いをしてくださっております、基本方針の柱の1つに健康スポーツということ掲げてくださっています。

そちらについては、素案の方の7ページに詳しく書かせていただいておりますが、この健康スポーツを推進するために、体育館とまではいきませんが、スポーツができるようなスペースも欲しいというご要望はいただいております。

○住民A

意見として、私の仲間のうちでも、バドミントンだったりドッジボールだったり、公民館ではできないスポーツができるぐらいの体育館的なスペースが欲しいなという意見が、何人からもいただいていたので、こちらの意見として言わせてください。

○市民自治推進課長

ありがとうございます。ご意見踏まえながら検討させていただきます。

○住民B

よろしくをお願いします。コミセンができるということで非常にいい施設ができるなというふうに思っているんですけども、この説明会はこのコミセンだけの説明会ということなんですか。この市営住宅の跡地全体のことを質問できますか。

○市民自治推進課長

はい。

○住民B

まず2階建ての市営住宅の解体について、土地の有効活用というところでお話があったと思うんですけども、あと4階建てか5階建ての高い建物がありますよね。そちらの方はそのままになってしまうんでしょうかね。

○建築課主幹

市営高田住宅の北側に5階建ての建物が2棟建っているんですが、こちらの建物は建物の耐用年数が、公営住宅法で70年という規定がございます。あと17年程度、まだ耐用年数までは残っておりますので、維持保全のため長寿命化をしまして、70年使わせていただくという予定で考えております。

○住民B

ありがとうございます。70年というすごく長い年数だと思うんですけども、やはり震災とかもあったりして、かなり耐震強度の問題とか、そういったのもあると思うので、今回土地の有効活用と一緒に解体した方が、その次に色々な土地の有効活用するにあたって、一緒に解体すれば予算を少し下げたりとかできると思います。元々高田住宅っていうのは平成26年ぐらいには、解体して有効活用するような計画が立てられてたと思うんですけど、10年ぐらい遅れてやっと立ち上がったかなっていうところだと思うんですね。

なので、そこに来てこの2階建てだけっていうところを聞いたものですから、何で一緒にやれなかったのかなっていう単純なちょっと疑問があったので、質問させていただきました。

○建築課長

まず耐震に関しては、耐震の調査をしまして、5階建ての方は耐震強度があるということでございまして、17年使っても現状は問題ないという状況です。

何で17年後まで残さないといけないかと言いますと、公営住宅法という法の縛りがあります。それに基づいて市も低所得者の居住を確保する観点から、県やURなど、その辺の低所得者向けの住宅を合わせて、いくつか確保しなければなりません。市も今後、これがあるので推計値を使って、計画を新たに見直したりとかして、やっけてまいります。それでもしばらくは住宅が足りないということでございまして、公営住宅法に基づいてしばらくは、そこを維持保全して使っていかなきゃいけないということです。

17年後に関しては、その時は推計するんですけども、これからの市の方針としましては民間の住宅を借り上げてやるというような方向性はこれから打ち出していくという予定でございまして、17年後に関してはもう解体になるのかという、ちょっとその辺の方向はまたそれからということになるので、市の方向性として、5階建て棟の方は公営住宅法に基づいて残していくということでございます。

○住民B

URさんとかではもう建て替えとか、浜見平とかそういったところって、大分進んでいると思うんですけども、それは民間になったから進められたっていう解釈なんですかね。公営じゃなくなったからっていうことなんですか。

○建築課長

なぜ立て替えたかっていうと、URさんの方針で、まちづくりだとかっていう部分のこともあるだろうし、入居者の利便性とかっていうことも考えて建て替えたのではないかなというふうには思いますけども、それは定かではございません。

○住民B

鶴が台団地とかもちょっと空いているっていう話も聞いているので、それだったら、今住まれている方を鶴が台団地の方に移っていただいて、一緒に解体して更地にして、土地の有効活用された方がすごくいいんじゃないかなって単純に私は思ったもんですから、なぜあそこだけ残すのかなっていうふうに、私だけじゃなくて結構、近隣の方も思っているの、その計画の仕方っていうのがちょっと疑問に思っています。

それと、あの地域はご存知の通り住宅街というところで、私が住んでいるところは、住宅協定が非常に厳しく入っていて、お店とかが全く無いんですね。お年寄りも非常に多く住んで、買い物に行くにも1人で行くのも結構大変だったりとか、行きは歩いて行って帰りはタクシーで帰ってきたりとか、そういった方もいらっしゃるし、本当に買い物施設に困ると言うか、コンビニ行くのもかなり遠いとこまで行かないといけないという地域環境なので、その辺のその施設をちょっと検討いただきたいなど、非常に私だけじゃなくて近隣の方々もみんな思っております。

その辺どうなのでしょうかね。この敷地の中でそういった、小さいスーパーでもコンビニでもいいので、買い物ができるようなものを造ろうという計画は入ってるんでしょうかね。

○資産経営課主幹

今回の2階建て等を解体した後に、コミセンは1,500㎡程度で作るんですけど、実際にその次、資料2の11ページのところ、4,000㎡ぐらいの、その他の土地利用用地というのがあります。こちらにつきましては、コミセンができた後にどういう土地利用をするのか、それまでに公共利用があるのかっていうのがまずは第一義的に検討しなければいけない。

実際には、まだ設計に2ヵ年程度、建設にもまだ2ヵ年弱、令和8年の下期ぐらいに開館を予定しているので、それまでにまずは公共としての利用があるのかっていう検討をしていくところではございます。

ですので、まだ今の段階で、こちらの残地のところにスーパーだとかコンビニだとかっていうのを計画しているものではございません。

一方で、住宅街という中の建築基準法という法律の制限の中で、できる建物と造ってはいけないという制限がありますので、こちらの用途ですと一種低層という、一番厳しい、住宅がメインに建てられる、建てられたとしても兼用の店舗ですとか、ちょっと制限としては一番厳しいので、実際にはご要望として受入れることは可能ですが、法律を超えてまで、市の方でそれを作っていくという考えはございませんので、実際にはこれからどういう土地利用するのかというのは、その辺考えながら、皆様とまた情報共有しながら進めていきたいと考えております。

○住民B

あと1つですね、先ほど道路のお話があったと思うんですけども、東側と南側に広めの歩道ができるということで、あとその南側の西の角ですね。あとは、先ほども隅切りをされるというところで、それは非常に私も嬉しく、よく通るところであそこ危ないですよ。左からパッと入って

きたり、相鉄ローゼンの方から来ると、左からパッと出てきたりすると、あそこが鍵型になっていて、対向車が来たりすると本当危なくて、ここ本当に整備してほしいなあってずっと思っていたので、非常にありがたいお話なんですけど、西側の南北道路はセンターから2メートルは広がるってことなんですかね。

○建築課主幹

西側道路につきましては、道路にある元幅というもともとの現況道路の幅があるんですが、そこから両側に2メートルずつ下がりますと、4メートルの道路ができます。市営住宅の方は道路の中心から東側に、2.2メートルから2.3メートル、多く自主後退しています。

最終的にこの道路にセットバックがあると、大体4.2メートルから4.3メートルの幅の道路になるのですが、現況、道路の中心から2メートルより東側の部分に関しましては、現時点では、舗装はされてるんですけども、厳密には市営住宅の敷地になっております。そのため、今回管理者を移換して、道路は道路として管理していく予定です。道路と市営住宅という形で、管理を棲み分けるといような感じで、すでに道路の中心から2.2メートルぐらいですから、現状がもう広がってるっていうことです。それ以上下がることはちょっと今考えてないということですね。

○住民B

今の道路幅よりは広くなるってことですか。

○建築課長

補足なのですが、現況の工作物として、ブロック塀が多分2段ぐらい積んであると思うんですけども、敷地境界でブロックが積んでいる敷地に関しては、現状のままで西側と道路の部分があった部分に市営住宅の敷地が入っちゃっているということで、その敷地が道路になるよっていうだけの話で、もともと市営住宅のフェンスとかブロック塀がここにあります。

ここは道路の敷地はここなんですけども、この道路と一緒に今使われちゃってます。それを、この道路の部分を、市営住宅の敷地の部分を道路にしますよってだけの話です。

○住民B

幅は変わらないってことですね。

○建築課長

そうですね。

○住民B

そっちに歩道はできないってことですね。

○建築課長

はい。

○住民B

なるほど。わかりました。以上です。ありがとうございます。

○住民A

コミセンの敷地内に駐車場はできるんですか。

○市民自治推進課長

松林コミセンの敷地として使わせていただくのがこの1,500㎡ですけれども、こちらの中に、建物と駐車場、また駐輪場も含めて、整備していく予定ですので、この1,500㎡の中で対応が可能になるものと考えています。

○住民A

スペース何台とかはこれから決まるということですか。

○市民自治推進課長

そうですね。そちらもご意見を伺いながら検討して参ります。

○住民A

わかりました。ありがとうございます。

○司会

それではこれもちまして説明会を終了いたします。本日はお忙しい中ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。